

日 銀 業 第 3 6 4 号
2 0 2 0 年 6 月 1 5 日

取 扱 機 関
取 り ま と め 参 加 者 御 中
中 途 換 金 取 り ま と め 参 加 者

日 本 銀 行

「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」の一部改正等に関する件

個人向け国債中途換金の決済期間の短縮化（以下「本件短縮化」といいます。）に伴い、標記規程の一部を別紙1のとおり改正し、2020年7月13日から実施するとともに、別紙2のとおり移行措置を講ずることとしましたので、通知します。

—— 実施日前後における事務の留意点については、平成31年3月8日付日本証券業協会公表資料「国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮（T+2）化について」（日本証券業協会ホームページ）の別紙（「個人向け国債中途換金のT+2化に伴うタイムスケジュール等の変更点及び実施日前後における事務の留意点（暫定版）」）の2. および別添2をご参照ください。

日本銀行では、本件短縮化の実施に特段の支障がないことを最終的に確認したうえで、その確認結果を、2020年7月12日の正午を目処に、日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」—「新着情報」に掲載します。

万一、システム移行作業の不調等により、本件短縮化の実施を延期せざるを得なくなった場合^(注)には、これが判明した時点で、上記と同様の方法により公表します。なお、本件短縮化の実施を延期する場合の実施日等は、別添のとおりとする予定です。

(注) この場合、国債のリテール取引および一般債取引の決済期間の短縮化のうち、本件短縮化についてのみ実施を延期します。

<本件に関する照会先>

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ

上山（03-3664-4336）、猪俣（03-3277-1459）

以 上

「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」中一部改正

○ 5. (1) イ、(ロ) を横線のとおり改める。

(ロ) 参加者取扱機関は、顧客からの請求に基づいて買取りを行ったとき、または(イ)により自己の下位機関である非単独間接参加者取扱機関がその顧客から買取りを行った個人向け国債を当該非単独間接参加者取扱機関からの請求に基づいて買取りを行ったときは、次の各号に掲げる区分に従い、遅滞なく、当該買取りにかかる国債売渡の申込みを行って下さい^{(注1)(注2)(注3)(注4)}。

a. 略(不変)

b. 日銀ネットを利用しない場合

午後3時正午までに^(注6)、「国債売渡申込書(個人向け国債中途換金用)」(記入例5.。以下「国債売渡申込書」といいます。)に「国債振替決済振替申請・通知書」(記入例6.。以下「振替申請書」といいます。)を別添として添付のうえ、個人向け国債取扱店に提出して下さい。

(注1) 中途換金日(中途換金を行う日をいいます。以下(1)および(2)において同じです。)は、売渡申込日(日本銀行に対して国債整理基金への国債売渡の申込みを行う日をいいます。以下(1)において同じです。)の~~2営業日後~~翌営業日となります。

(注2) 償還期日には中途換金を行うことができないため、償還期日の~~2営業日前の日~~および前営業日に、日本銀行に対して国債整理基金への国債売渡の申込みを行うことはできません。以下(1)および(2)において同じです。

(注3) 略(不変)

(注4) 略(不変)

(注5) 業務処理小区分「個人向け国債売渡申込(中途換金)」(コード 741201)の入力後に出力される「個人向け国債売渡申込(中途換金)受付通知」の記載内容を確認のうえ、当該内容に異議がある場合には、業務局営業業務グループに売渡申込日の~~翌営業日の午前10時午後4時まで~~翌営業日の午前10時午後4時までに申出て下さい。申出がない場合には、当該入力による国債売渡の申込み~~に~~異議がないものとみなします。

(注6) 略 (不変)

○ 5. (1) ロ、(ロ) を横線のとおり改める。

(ロ) 取りまとめ参加者または中途換金取りまとめ参加者は、(イ) の依頼を受けた場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該依頼を受けた日の翌営業日に遅滞なく、当該買取りにかかる国債売渡の申込みを行って下さい^{(注1)(注2)(注3)}。この場合、取りまとめ参加者は、日銀ネットの利用の有無にかかわらず、売渡申込日に、取りまとめ参加者の下位機関である非単独間接参加者取扱機関毎の額面金額を記載した「国債売渡申込明細書(個人向け国債中途換金用)」(記入例7.)を個人向け国債取扱店に提出して下さい。

a. 略 (不変)

b. 日銀ネットを利用しない場合

午後3時正午までに、国債売渡申込書に振替申請書を別添として添付のうえ、個人向け国債取扱店に提出して下さい。

(注1) 中途換金日は、売渡申込日の~~2~~営業日後翌営業日となります。

(注2) 略 (不変)

(注3) 略 (不変)

(注4) 業務処理小区分「個人向け国債売渡申込(中途換金)」(コード 741201)の入力後に出力される「個人向け国債売渡申込(中途換金)受付通知」の記載内容を確認のうえ、当該内容に異議がある場合には、業務局営業業務グループに売渡申込日の翌営業日の午前~~10時~~午後4時までに申出て下さい。申出がない場合には、当該入力による国債売渡の申込み~~に~~異議がないものとみなします。

○ 参考2の5. および7. 中、「平成28年7月4日」を「令和2年8月18日」に、「平成28年7月6日」を「令和2年8月19日」に改める。

移行措置

1. 参加者取扱機関は、顧客または自己の下位機関である非単独間接参加者取扱機関からの請求に基づいて中途換金日を2020年7月14日とする買取りを行った場合には、同年7月13日に、当該買取りにかかる国債売渡の申込みを行う。
2. 取りまとめ参加者および中途換金取りまとめ参加者は、自己の下位機関である非単独間接参加者取扱機関または単独間接参加者取扱機関から、中途換金日を2020年7月14日とする買取りにかかる国債整理基金への国債売渡の依頼を受けた場合には、同年7月13日に、当該買取りにかかる国債売渡の申込みを行う。

個人向け国債中途換金の決済期間の短縮化の実施を延期する場合の実施日等について

1. 実施日

- 個人向け国債中途換金の決済期間の短縮化（以下「本件短縮化」といいます。）の実施を延期する場合の実施日は、2020年7月20日とする予定です。
 - 実際に延期することとなった場合には、改めて通知します。

2. 日銀ネットによる国債売渡の申込み事務等の留意点

- 本件短縮化の実施を延期する場合には、2020年7月13日から16日までの間に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）による国債売渡の申込みの入力を行う際の日銀ネット上の決済日は、入力日の2営業日後の日となります。このため、次に掲げる個人向け国債中途換金にかかる日銀ネットによる国債売渡の申込み事務等について、平成31年3月8日付日本証券業協会公表資料「国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮（T+2）化について」（日本証券業協会ホームページ。以下「日証協公表資料」といいます。）の別紙の別添2にかかわらず、次のとおり取扱ってください。

(1) 顧客との約定日を7月9日とする個人向け国債中途換金^(注)

日銀ネットによる国債売渡の申込みの入力を7月13日に行う場合には、日銀ネット上の決済日が7月15日となるため、次のいずれかの方法により対応してください。

イ、顧客との決済日は7月14日のままとする。

ロ、予め顧客との決済日を7月15日として約定を行う（本件短縮化前の通常の決済期間より1営業日長い決済期間となる。）。

—— 予定どおり7月13日に実施する場合には、日銀ネットによる国債売渡の申込みの入力を7月14日に行ってください。

(注) 現行、顧客との間でT+3で決済している取扱機関を想定しています。現行、顧客との間でT+4で決済している取扱機関においては、「7月9日」を「7月8日」に読み替えてください。

(2) 顧客との約定日を7月10日とする個人向け国債中途換金^(注)

日銀ネットによる国債売渡の申込みの入力を7月13日に行ってください。

(注) 現行、顧客との間でT+3で決済している取扱機関を想定しています。現行、顧客との間でT+4で決済している取扱機関においては、「7月10日」を「7月9日または7月10日」に、「7月13日」を「それぞれ7月13日または7月14日」に読み替えてください。

○ 本件短縮化の実施を延期する場合の日銀ネットによる国債売渡の申込み事務等のスケジュールをまとめると、下表のとおりです（表中、予定どおり7月13日に実施する場合のスケジュール（日証協公表資料の別紙の別添2参照）との相違点は、朱記部分です。）。

<現行、顧客との間でT+3で決済している取扱機関>

日付	7/7日(火)	7/8日(水)	7/9日(木)	7/10日(金)	7/11日(土)	7/12日(日)	7/13日(月)	7/14日(火)	7/15日(水)	7/16日(木)	7/17日(金)	7/18日(土)	7/19日(日)	7/20日(月)	7/21日(火)	7/22日(水)	
イベント				日銀ネットによる国債売渡の申込みの入力不可							日銀ネットによる国債売渡の申込みの入力不可			実施日 (延期後)			
(変更前)T+3 (変更後)T+2	○	●		◎													
		○	●				◎										
	(1)イ、の場合		○	入力不可			●	◎ (顧客との決済日)	◎ (日銀ネット上の決済日)								
	(1)ロ、の場合		○	入力不可			●		◎								
		(2)の場合		○			●		◎								
							○	●		◎							
								○	●		◎						
									○	●					◎		
										○	入力不可				●	◎	
											○				入力しない	●	◎
														○	●	◎	

※1. 黄色→変更前、橙色→変更後、○→顧客との約定日、●→日銀ネットによる国債売渡の申込みの入力日、◎→決済日（表中に特段の記載がない限り、顧客との決済日＝日銀ネット上の決済日とする前提）

※2. 7/17日(金)(実施日前営業日)は、日銀ネットによる国債売渡の申込みの入力が不可となる。

※3. 7/20日(月)以降に日銀ネットによる国債売渡の申込みの入力を行った分より、売渡申込日の翌営業日に決済されることとなるが、実施日(顧客との約定日ベース)を7/20日(月)とする都合上、日銀ネットによる国債売渡の申込みの入力を、通常は約定日の翌営業日に行っている場合であっても、7/16日(木)および7/17日(金)約定分については、約定日の2営業日後に行うこととする。

<(参考) 現行、顧客との間でT+4で決済している取扱機関>

日付	7/7日(火)	7/8日(水)	7/9日(木)	7/10日(金)	7/11日(土)	7/12日(日)	7/13日(月)	7/14日(火)	7/15日(水)	7/16日(木)	7/17日(金)	7/18日(土)	7/19日(日)	7/20日(月)	7/21日(火)	7/22日(水)	7/23日(木) ~7/26日(日)	7/27日(月)	
イベント				日銀ネットによる 国債売渡の申込み の入力不可							日銀ネットによる 国債売渡の申込み の入力不可			実施日 (延期後)					
(変更前)T+4 (変更後)T+3	○		●					◎											
	(1)イの場合	○		入力不可				◎ (顧客との決済 日)	◎ (日銀ネット上 の決済日)										
	(1)ロの場合	○		入力不可				●			◎								
	(2)の場合		○					●			◎								
	(2)の場合			○				●		◎									
								○		●		◎							
									○		●				◎				
										○		入力不可			◎				
											○				入力しない	●	◎		
												○			入力しない	●			◎
														○		●		◎	

※1. 黄色→変更前、橙色→変更後、○→顧客との約定日、●→日銀ネットによる国債売渡の申込みの入力日、◎→決済日(表中に特段の記載がない限り、顧客との決済日=日銀ネット上の決済日とする前提)

※2. 7/17日(金)(実施日前営業日)は、日銀ネットによる国債売渡の申込みの入力が不可となる。

※3. 7/20日(月)以降に日銀ネットによる国債売渡の申込みの入力を行った分より、売渡申込日の翌営業日に決済されることとなるが、実施日(顧客との約定日ベース)を7/20日(月)とする都合上、日銀ネットによる国債売渡の申込みの入力を、通常は約定日の2営業日後に行っている場合であっても、7/15日(水)、7/16日(木)および7/17日(金)約定分については、約定日の3営業日後に行うこととする。